

令和7年度第2回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会
会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合総務課

令和7年度第2回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会

1 開催日時

令和8年3月3日（火）午後2時から午後3時40分まで

2 開催場所

国保会館北館5階中会議室

3 議事

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 事務局からの報告
- (4) 事務局からの説明及び意見交換
 - (1) 令和8年度愛知県後期高齢者医療広域連合予算について
 - (2) 令和8・9年度保険料率の改定について
 - (3) マイナ保険証について
 - (4) 保健事業について
 - (5) 後期高齢者医療制度に係る国の動向について
- (5) その他意見交換
- (6) 閉会

4 出席者

- (1) 委員
 - 被保険者代表 安達 洋祐
 - 被保険者代表 三宅 國男
 - 医療関係者代表 西脇 毅
 - 医療関係者代表 安東 基善
 - 学識経験者 葛谷 雅文 【座長】
 - 学識経験者 田川 佳代子
 - 保険者団体 永井 立美

(2) 事務局

事務局長 井口 能秀

事務局次長 須藤 喜巳

総務課長 高山 求美

管理課長 松井 俊幸

給付課長 山本 敦志

出納室長 栗本 勝明

事務局 舘山 雄一

事務局 松井 大悟

事務局 二村 祐二

事務局 塚本 剛太

事務局 各務 涼

事務局 岩田 悠祐

事務局 和田 美千代

事務局 都筑 元敬

5 議事概要

(1) 開会

総務課長（開会を宣言）

(2) あいさつ

事務局長

(3) 事務局からの報告

(4) 事務局からの説明及び意見交換

(5) その他意見交換

(6) 閉会

【座長】 本日の意見交換の進め方ですけど、項目ごとに事務局から説明をいただきまして、その後、皆様から意見を頂戴したいと思っております。

まず一つ目、「令和8年度愛知県後期高齢者医療広域連合予算について」事務局から説明よろしく願いいたします。

【総務課長】 (令和8年度愛知県後期高齢者医療広域連合予算について資料1より説明)

【座長】 ありがとうございます。

事務局から説明いただきましたが、ただいまの説明に関して意見またはコメント等ございましたら、挙手の上、発言をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

では私から先に発言させていただきますけど、一般会計の2つ目の医療費通知関連事業ですが、令和7年度から8年度にかけて予算が半分近くになっているのは回数を減らしたからですか。

【事務局】 予算が減額となりました主な理由ですけれども、令和4年度の制度改正で医療費の窓口の負担割合がそれまでの1割から2割に増加するという改正がございまして、その際に、2割に増加した方の負担の増加額を月に3,000円までに抑えるというような配慮措置が設けられておりまして、それを超えた負担額は高額療養費として支給されておりましたけれども、この措置が令和7年9月で終了しまして皆様2割負担ということになったので、高額療養費として支給していた件数が減少しまして、支給に係る振込の手数料ですとか通知の郵送料、これがかなり減額となったもので、一般会計の全体の予算額が減額となったということでございます。

【座長】 はい、分かりました。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 2ページの左側の「主な事業」の「(4)適切な受診・服薬の促進に係る訪問指導業務委託事業」につきまして、活動そのものは重要なことだと思いますが、これを実施したことで、例えば令和7年度に1,100万円のお金を投じてこの事業をやったことによって、どれぐらいの加入者が適正服薬になったか、例えば多剤が減ったとか、あるいは併用禁忌がなくなったことで、どれぐらい薬剤費が医療費として減少したのか、そういう効果みたいなものをどのように把握されているのか。それが、掛ける事業費と比べてどのぐらい費用対効果がある活動として取り組まれているのかということが、本来、情報としてあ

の方がよりこの予算を掛けてやるということの説得性が高まると思います。予算としてはもう確定しているということなので、予算についてとやかく言うつもりはないのですが、その効果をどのように把握しているのかということは、今日でなくてもいいですけど、そういうことをこういう場で紹介いただけるようにぜひお願いします。

【事務局】 7年度につきましては、今、継続中でまだ出ていませんので、6年度実績になりますが、約4,000人に通知を差し上げまして、350人ぐらいに訪問をさせていただいております。訪問前のレセプトデータから算出した金額と訪問してから3か月経過後のレセプトデータを比較しますと、1人あたりおおむね3万円ちょっとぐらい金額の影響がございました。通知に対して訪問は少なかったのですが、通知を差し上げた方自体でも医療費に動向があったことは確認しております。

細かい数字を持ち合わせていないので申し訳ないのですが、そのような形で効果を検証し、事業を継続させていただいているところでございます。

【座長】 ありがとうございます。大事なことだと思います。効果検証ということで、委員から言われたことはよろしくお願ひしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 色々な事業項目があると思いますが、ここに記載されていない項目でどういう項目があるのでしょうか。

【事務局】 一般会計ですと、主に事務的な管理的な経費で、例えば、私ども職員の人件費や郵送に係る通信の運搬費用、あとは電算のシステムが入っておりますので、その電算システムの保守管理や改修などの費用が大きなものとなっております。

特別会計につきましては、医療に関する会計になっておりますので、先ほどの資料にありましたような保険給付が大きいものであります。そのほかは、出産育児支援金という制度が昨年度から始まっておりまして、高齢者の方にもその一部を負担していただくということになっておりますので、保険料に上乘せして払っていただいているものを、これを会計に入れてお支払いをするというようなところも額としては大きいものになっております。

【委員】 分かりました。

【座長】 ほかによろしいですか。

【委員】 今の質問と関連するのですが、特別会計は、医療分プラス、今の子ども・子育て支援金のみですか。

【事務局】 令和8年度予算としては、子ども・子育て支援金も計上しています。令和

8年度から保険料で徴収をさせていただくこととなりますので、今回の予算にも計上させていただきます。

【委員】 医療分以外に、ですか。

【事務局】 医療分以外です。

【委員】 特別会計の中に入れていくことになるということですね。

【事務局】 はい。

【委員】 それは8年度から始まるのですか。

【事務局】 そうです。子ども・子育て支援金は8年度からで、出産育児支援金は6年度から開始して負担していただいているところです。

【委員】 はい、了解です。

【座長】 ありがとうございます。

では、ちょうど時間になりましたので、次に移りたいと思います。

次は、「令和8年・9年度保険料率の改定について」事務局から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

【管理課長】 (令和8・9年度保険料率の改定について資料2より説明)

【座長】 「均等割」という言葉を何回も使われていましたけど、お分かりになりますか、大丈夫ですかね。収入と関係ない定額の保険料ということで理解ください。

では、意見ございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

【委員】 子ども・子育て支援納付金分として、1人当たり2,576円、8年度分からアップするというのが、これは私たちが払っている保険料にプラス2,576円をアップするということですか。

【事務局】 そうです。令和8年度から皆様からいただくお金となります。

【委員】 これは拒否権はないですね。

【事務局】 そうですね。後期高齢者の皆様だけではなく、若い人も、働いている社会保険の皆様も国保の皆様も同じように負担いただくということで法律で決まっております。

【委員】 そういうことですね。

【座長】 これは、年金から引かれるのですか。

【事務局】 保険料としては年金から引かれる特別徴収の方もいらっしゃいますけど、

普通徴収といって口座振替とか現金で納めるという形もありますので、皆さん全員が年金とは限らないです。

【座長】 ごめんなさい、話の途中でした。委員、よろしいですか。

【委員】 はい。それから、剰余金を使われたのはそれだけですか。

【事務局】 今回、保険料抑制としては剰余金を使ったということです。

【委員】 21億円でしたか。

【事務局】 前回、令和5年度のときは21億円ほど県の基金を使わせていただきましたが、今回は使わずに剰余金の174億円のみを使ったということです。

【委員】 ほかに使っていないのですか。

【事務局】 そうですね、はい。

【委員】 分かりました。

【座長】 ほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】 ただいまの説明以外に、わかりやすい後期高齢者医療制度のパンフレットの1ページ目の「医療費の総額」の中で医療給付費がありますが、公費が5割で被保険者の保険料が1割、後期高齢者支援金が4割ということですがけれども、この1割と4割は、どういう根拠によって1割・4割と決められているのですか。

そして、介護保険では、この部分は第1号被保険者と第2号被保険者の人口比によって割合が変わりますけれども、今後、変わっていく可能性があるのでしょうか。それとも、ずっと1割と4割のままで行くということでしょうか。

【事務局】 この被保険者の保険料を1割というのは、かつてはずっと1割でしたが、現在では資料2の1ページ目の左側の「2 基礎数値（2ヵ年分）」の「⑦後期高齢者負担率」ということで、後期高齢者の方に保険料として負担いただくということで、これが前回は12.67%が13.27%に、この1割分というのが徐々に増えてきております。

逆に、「⑧公費負担・後期高齢者支援金」という現役世代からの支援金分ですが、ここが今、増えすぎていて、現役世代の負担が問題になってきているので、今後も被保険者の保険料1割が若干増えて、後期高齢者支援金が逆に下がっていくというふうに進んでいくのではないかと考えております。

【委員】 その増え方は、何によって増えるのですか。

【事務局】 法律です。この13.27というのも国が定めたもので、全国共通の負担率となっております。

【委員】 ありがとうございます。

【座長】 ほか、よろしいですか。

では、ちょうど時間になりましたので、次に移りたいと思います。

次は、「マイナ保険証について」です。事務局から説明をよろしく願いいたします。

【管理課長】 (マイナ保険証について資料3により説明)

【座長】 ありがとうございます。マイナ保険証の説明をいただきました。

委員からオンライン資格確認について事前に意見をいただいているということでございます。委員から説明いただいてもよろしいでしょうか。

【委員】 はい。マイナ保険証は現在、過渡期であって、今後のスケジュールで説明があったように、利用状況に応じて「資格確認書」の交付をある程度振り分けていくという話がございます。ある一定数がずっとマイナ保険証がないまま行かれてしまう方もいると思います。

診療側として後期高齢者医療の保険証は、社会保険と違って記載内容はほとんど変わらないのは承知しているのですが、1点、負担割合の変更というのが所得試算に応じて定期的というか、不定期に変わることがあると思います。請求業務で、その負担割合が変わったときに返戻が来ても、いつ変わったのか分からない。

一番申し上げたいのは、資格確認書にはいつから2割、いつから3割と書いてあるのに、マイナ保険証でオンライン資格確認の画面で見るとそれがどこにも出てこない。医療機関向けポータルサイトに確認したら、今のところそれは出ませんという回答。紙に書いてあってパソコンの画面に出てこないというのは請求側としては大きな問題になるので、徐々に改善はされていくとは思いますが、現状だけまずはお伝えをさせていただきます。

なにぶん高齢者の方は、機械が何種類もあって、行く病院によって縦向き、横向きと入れる向きが違ったり、顔の映りが違ったり画面が反応しないとか。私も最近、もう反応しない部類に入ってきているのですが、暗証番号を押してもなかなか反応しない。そこへ行列ができてしまっていて、診察室は空いているのに受付は混んでいるという、少しおかしな現象が起きているものですから。

そういう現状をお伝えしたくて、要望という形で事前に出させていただきました。あり

がとうございました。

【座長】 オンライン資格確認に関しては委員が言われたようにまだ不十分なところがあるようですが、広域連合の管轄からは少し逸脱した部分でありますので現状報告ということです。ありがとうございました。

【委員】 資格確認書を今は100%発行されていて、何とか減らしていこうという話なんですよね。

【事務局】 はい。来年の8月からは、利用歴があればマイナ保険証をそのまま使っていただくと。

【委員】 何か聞いているとややこしいことをやるような、管理は大変だと思いますが、何か良い方法はないですかね。

私はマイナンバーカードに切り替えているけど、私の妻はやっていない。聞くと、信用できないという話。勝手な意見ですけども噂話などでマイナンバーカードに否定的なイメージがある方も多く、そういうイメージを払拭しないと。私も妻を説得していますが、どうも頭の中が切り変わらないようで。以上です。

【座長】 実際の現場ではどうですか。マイナンバーカードを多くの方が使っておられますか。まだ資格確認書を使っておられる方も結構多いですか。

【委員】 利用率自体は上がってきてはいますけれども窓口の混乱は続いているのが現状で、先ほどの委員からの意見はよくある話で、広域連合や県などでも対応は難しいというところで、泣き寝入り状態です。

【座長】 なるほど。

【委員】 年寄りにも簡単に操作できるように設計しないと。フォーマットも医療機関によって違いますよね。縦型・横型があったり、照明なんかも見にくいし、顔認証や暗証番号など色々な選択があって。年寄りにはやはり難しいと思います。ただ確認するだけですから、工夫すればやり方は幾らでもあると思いますが。

【委員】 画一化するといってもメーカーが違うのでなかなか難しいと思います。どこのメーカーにそろえるかみたいなことを国が指導するというのは基本的にかなり難しいと思います。

【委員】 何で難しいのですか。

【委員】 マイナ保険証の認証システムは電子カルテやレセプトのコンピューターなどにも関係しているので、画一化することは難しいと思います。

【委員】 色々出来ない理由はあると思いますが、出来ない理由を探しては前に進めないですね。

【座長】 ここまで進んでしまったら、今から規格統一するのはなかなか難しいと思います。

【委員】 保険の仕組み自体が、国民健康保険と社会保険と後期高齢とで違いますので、ハードルはかなり高いような気がします。

【委員】 出来ない理由ばかりで出来ることを探すことが必要ですがね。

【委員】 政府の方針もありますからね。

【座長】 去年の12月に一時的に利用者は増えましたよね。1回これで終わりということで増えたわけですけど。だから、やればできる人はいっぱいいると思うんですけど、また戻ってしまった。

【委員】 出来る人は一定数いると思いますが、やめたいという人が一定数いるのも確かですね。

【座長】 ありがとうございます。

マイナ保険証については終わりたいと思います。

次は、「保健事業について」事務局から説明よろしく願いいたします。

【給付課長】 (保健事業について資料4により説明)

【座長】 ありがとうございます。

保健事業について、ただいま説明いただきました。意見、コメント等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

【委員】 数年前と比べると、このようにデータを色々な技術で経年変化を含めて分析として事実が分かると、今後の手の打ちどころがどこか絞り込めていけると思うので、すごくいい取り組みをされていると思います。

個別のことになると、多剤について冒頭でも少しお話しをさせていただきましたけれど、本当は皆さんがマイナ保険証を使って、診療歴から服薬歴まで全部お医者さんや調剤薬局で共有してもらえると、お医者さんや調剤薬局の方が、多剤や併用禁忌など即座に分かってそこで防止活動をしてくださるわけなので、個別に事務局の皆さんが加入者に働きかけるといっても、もう少し効率化できるのではないかというふうにも思います。こういう

データを見ながら手の打ちどころを考えると、色々な仕掛けがあろうかと思うので、ぜひ効果的な施策になっていくように引き続き取り組んでほしいと思いました。

【座長】 ほか、いかがでしょうか。

データの蓄積は今後もまだまだ溜まっていくと思いますし、解析はなかなか大変だと思いますけど、大変貴重なデータだと思います。

このデータ解析はどこかの研究機関や大学と共同で行われているのですか。

【事務局】 そこまではまだ進んでおりませんが、分析をしていただける業者さんをお願いをして進めさせていただいております。

【座長】 多分、大学や研究機関はすごく興味を持つと思います。公衆衛生の先生方と一緒に色々な解析をしていただけるといいのではないかと思います。やはりこういうデータをもとに各市町村と強く連携をされて、市町村との比較などされているとは思いますが、三師会ともこのデータを共有されるといいかなと思いました。

例えば、先ほどのポリファーマシーですね、確かに患者さん本人や家族に保健師さんが入って指導することは大切ですけど、処方するのはやはりドクターや歯科医師の先生になりますので、そういった方とも共通認識で動かれたほうがより効果的になると思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【座長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 参考ですけど、いいですか。

【座長】 はい。どうぞ。

【委員】 資料がたくさんあって、いただいた資料は読むのですが、読むとなかなか、大変なんですよね。作成者はよく分かっていると思いますが、一般人が読むと、分かったような分からないような、何が言いたいのか、どうしたいのか伝わってこないです。

なぜかと言うと、PDCAで書かれてない。予定があって、行動して、どう結果・分析があって、それを対策して、またやってみて。課題に対してどう取り組むかという話が、A3、1枚で書かれている。これをトヨタ方式といいます。資料とデータと一緒に重ねて渡されると、あちこち見なければいけない。A3の計画、A3の資料1枚でPDCAに書かれていて、細かいデータは別にあって。内容が分かってからデータを見ると、物凄く分かりやすいと思います。

僕の感想ですが、資料を書かれる方はカラーも入って綺麗に見えるのだけど読むほうに

とってみると、いまいち何が言いたいのかよく分からない。資料の在り方をもう少し工夫したほうがいいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【座長】 ありがとうございました。事務局、何かありますか。

【事務局】 資料が委員のおっしゃられる水準に達していないということで、ありがとうございました。

資料4参考資料1「データヘルス計画進捗分析レポート」のポイントとしましては、25ページ、26ページでして、こちらに年度ごとの「目標値に対する実績値」を入れさせていただいております。

「P」に当たるところが、左側の「評価項目」になりまして、私たちが行っている事業に対する項目を、右に進んでいただいて「年度ごとの目標値に対する実績値」、こちらをチェックして新たな事業に続けていきたいというのが思想になっております。

まとめ切れていなかったところについては、大変力不足で申し訳ないですが、第3期データヘルス計画はこの目標値に沿って実施していくことを目標に進めておりまして、それを市町村とともに進めていきたいと考えております。

資料につきましては、今後勉強させていただきたいと思います。

【座長】 ありがとうございました。

ぜひ一般市民にとっても分かりやすいような形でまとめていただけるようお願いいたします。ありがとうございます。

では、次に移りたいと思います。

「後期高齢者医療制度に係る国の動向について」事務局から説明をお願いいたします。

【給付課長】 (後期高齢者医療制度に係る国の動向について資料5により説明)

【座長】 ありがとうございました。

「後期高齢者医療制度に係る国の動向について」説明をいただきました。特に高額医療費やOTC類似薬が主な内容であったかと思えます。

意見、コメント等ありましたらお願いします。

【委員】 「多数回該当」という用語について教えてください。

【事務局】 1か月当たりの限度額が決まっております、12か月のうちに4回限度額

に達しますと、そこでさらに上限が決まってくるものになります。

【委員】 資料5参考資料1の1ページにある「所得区分」が、年収370万から770万円の所得区分であれば、限度額は8万100円プラス1%ですけれども、4回以降は4万4,400円に引き下げられるという理解でよろしいですか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。わかりやすい後期高齢者医療制度のパンフレットですと18ページの下の方にご覧いただけますように、月額でまず設定がございまして、年間で上限が決まっています、複数回になると下がるという形になっています。

【委員】 「複数回該当」というのが、結構キーワードですね。

【事務局】 そうですね。おっしゃられるとおりです。

【委員】 これは、マイナンバーを使えば、自分で管理しなくてもマイナンバーで管理されるから、窓口でそのやり取りをする必要はないという理解でいいですか。

【事務局】 現在、システムがまだそこまで進んでおりませんが、現状でも私たちが回数把握できますので、案内させていただいてお戻しさせていただく「償還払い」という言葉を使っているのですが、該当した部分で超えた部分をお戻しするという形になります。

【委員】 医療費明細みたいなものについてくるわけですか。

【事務局】 「支給決定通知書」という圧着はがきで、幾ら振り込みますという形で行きます。該当された方については、毎月15日ぐらいに圧着はがきを送らせていただいて、月末に入金、振込をさせていただきます。

【座長】 OTCに関しても、よろしいですかね。

ここに載っていませんでしたが、経腸栄養剤を経管で使う場合はいいのですが、経口投与する場合には、但し書きの記載が必要になるようです。実際どういう使われ方をするのか。在宅の患者さんは結構、医薬品の経腸栄養剤を経口で摂取している人がおられると思います。どういう影響が出るのか、不明なところもありますが、今後、少し変わっていくと思います。

ほかは、よろしいですか。ありがとうございました。

では、少し早いですけど、発言ないようですので、以上をもちましてこちらの議題は終了させていただきます。

その他といたしまして、事務局から説明した内容を含め、全体を通して何か意見ございましたら発言ください。よろしいですかね。

それでは、少し早いですけれど、皆様、積極的に発言いただきましてありがとうございます。

ます。議事進行に御協力をいただいたことに感謝いたします。

では、事務局に返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。

本日頂戴いたしました意見につきましては、今後の当広域連合の事業の参考とさせていただきます、今後も後期高齢者医療制度の運営にしっかりと取り組んでまいります。

また、本日の議題に関すること、またそれ以外でも構いませんので、後期高齢者医療制度に関する質問や意見などございましたら、遠慮なく事務局に尋ねていただきたいと思います。

なお、次回の懇談会につきましては、本年の10月に令和8年度第1回の懇談会ということで開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

— 了 —